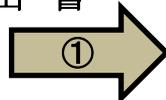


土地売買等届出書

大阪市長 殿



年 月 日



権利取得者(譲受人)

住所 〒 -

氏名

(担当者)

電話 - -

譲受人業種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融保険業
	4	製造業
	5	商業
	6	運輸業
	7	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方に関する事項	契約の相手方(譲渡人)の住所				氏名				契約締結年月日				
	⑥								年	月	日		
土地に関する事項	番号	所在地			地目		面積						
		区	町	丁目	地番	住居表示	登記簿	現況	登記簿(m ²)	実測(m ²)			
	1	⑦-1						⑦-2					
	2							計		m ²	計	m ²	
利用の現況	番号	届出に係る権利以外の権利											
		所有権					所有権以外の権利						
		所有者の住所	所有者の氏名		種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名					
1	⑧		⑨-1			⑨-2							
2													
3													
土地に関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利以外の権利									
				所有権				所有権以外の権利					
	種別	内容		所有者の住所	所有者の氏名		種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名			
	1	⑩		⑪	⑫-1			⑫-2					
2													
3													
内土地移転又は設定に関する事項	番号	移転又は設定の態様		地上権又は賃借権の場合				特記事項					
				存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別		地代(年額・円)					
		⑬		⑭									
対価の額等に関する事項	番号	土地に関する対価の額等						工作物に関する対価の額等					
		地目(現況)	面積(m ²)		単価(円/m ²)		対価の額(円)		種類	対価の額(円)			
	1	⑮						⑯					
	2												
3													
清算	有・無	合計(a)		平均((b)÷(a))		合計(b)		合計					
		百万	千	m ²	百万	千	円	十億	百万	千	円		
土地の利用目的	用途等	⑰											
		利用目的に係る土地の所在				利用目的に係る土地の面積							
	利用計画の概要	人工面率	%		計画人口	人							
その他参考となるべき事項	⑱												

不届告知書の交付

- 不要
- 要
 - 窓口受領 (来庁時に控え(本票)をご持参ください。)
 - 郵送受領



《届出書の記入の仕方》※契約締結日を含めて2週間以内に提出してください。

- ①届出日を記入してください。
- ②権利取得者(買主)の「氏名」には、契約書と同じ名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ③譲受人の会社の担当者の氏名・連絡先を記入してください。
- ④該当する番号に○印をつけてください。
※「7その他」の場合は、具体的に業種を記入してください。(例: ⑦その他(投資法人) など)
- ⑤取引を行った権利を○印で囲んでください。
※信託受益権などは、「その他」を○で囲み、「その他」の上に「信託受益権」と記入してください。
- ⑥譲渡人(売主)の住所、氏名を記入してください。
- ⑦-1届出の対象となる土地を各筆ごとに記入してください。
筆数が多い場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙(地番、面積等を記載したもの)を添付してください。
住居表示があれば、「住居表示」に記入してください。
- ⑦-2「実測(m²)」には、契約上実測面積で取引している場合のみ記入してください。
- ⑧「利用の現況」には、売買契約時点での状態を記入してください。(例→工場・事務所 など)
- ⑨「届出に係る権利以外の権利」には、
 - ⑨-1→『所有権』には、信託受益権の取引の場合など、所有権者について記入してください。
 - ⑨-2→『所有権以外の権利』には、所有権などの取引で、当該土地に借地権などが設定されている場合は、その権利について記入してください。
- ⑩～⑫は、土地とともに、建物の権利を移転した場合のみ、記入します。
- ⑩「種類」には、工作物がある場合にはその種類を記入してください。(例→事務所・倉庫 など)
「概要」には、工作物についての延べ床面積、構造、階数、使用年数などを記入してください。
- ⑪「移転又は設定に係る権利」には、『種別』に工作物の権利の種別を記入してください。
- ⑫「移転又は設定に係る権利以外の権利」には、
 - ⑫-1→『所有権』には、土地に存する工作物の所有者について記入してください。
 - ⑫-2→『所有権以外の権利』には、土地に存する工作物の賃借権などを記入してください。
- ⑬「移転又は設定の態様」には、売買など、登記原因の区分により記入してください。
- ⑭「地上権又は賃借権の場合」には、該当する権利の取引の場合、記入してください。
- ⑮「土地に関する対価の額等」には、取引対象面積(実測面積)から単価を算出してください。
単価の端数は1円未満を切り上げしてください。
筆ごとに異なる価格で取引された場合は、単価ごとに記入してください。
- ⑯「工作物に関する対価の額等」には、消費税額を含めた額を記入してください。
対価がない場合は、「0円」と記入してください。
- ⑰「利用目的」には、用途、規模などの当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記入してください。
- ⑱「利用目的に係る土地の面積」には、利用を予定している全体の面積を記入してください。
- ⑲「その他参考となるべき事項」には、共有持分の取引の場合における全体面積と持分割合など届出に関して参考となる事項を記入してください。
- ⑳不勧告通知書を希望するかどうかいずれかにチェックしてください。